

議長交際費使途基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議長が議会を代表して交際をするために要する経費（以下「議長交際費」という）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(支出項目及び支出金額)

第2条 支出項目は以下に定めるところによる。ただし、議長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

会費	案内状等に金額が明記されたものは、その金額とする。 案内状等に金額が明記されず、飲食を伴うものは、議長は、会場や会議等の規模を考慮し、社会通念上儀礼の範囲内でその額を決めることができる。
祝金	議長は、会費に該当しない場合で、次のいずれかに該当するものは、祝金を支出することができる。支出に当たっては、会場や会議等の規模を考慮し、社会通念上儀礼の範囲内でその額を決めることができる。 (1) 市民の親睦を深めることを目的とする行事 (2) 福祉の増進を目的とする行事 (3) 学術、芸能、産業の振興を目的とする行事 (4) 友好都市との交流に関する行事 (5) その他、市の発展に寄与すると認められる行事
渉外	各委員会行政視察及び友好都市交流視察に係る視察先への儀礼的な経費、並びに外部の個人・団体との交渉・接遇に要する経費に支出することができる。
見舞 弔慰	災害等の発生に際し、見舞金を支出することができる。 弔慰は、小金井市議会弔慰金品支給基準に基づき支出する。
賛助	議長として賛助の必要があると判断したものには、交際費の支出ができる。

(代理による支出)

第3条 議長交際費は、原則として議長が出席する場合に支出する。ただし、議長がやむを得ない理由により出席できないため代理者を出席させたときは、支出することができる。

(議長交際費の不支出)

第4条 政治活動及び政党その他の政治団体、宗教活動及び宗教団体には支出しない。

(基準及び支出内容の公開)

第5条 この基準は公開し、この基準に基づく議長交際費の支出状況は、市ホームページにより公開する。

(見直し等)

第6条 この基準については、社会経済情勢を十分考慮し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。